

## 第3次安中市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第3次安中市総合計画策定にあたり、関連する業務の支援を行う委託事業者選定のため、第3次安中市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、第3次安中市総合計画策定支援事業者の選定のための審査とする。

### (組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び審査委員をもって構成する。

2 委員長は、企画経営部長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。

3 審査委員は、部長(企画経営部長及び総務部長を除き、議会事務局長及び松井田支所長を含む。)その他委員長がが必要と認める者をもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、審査委員会を主宰し、第2条に掲げる事務を執り行う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

### (庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、企画経営部秘書政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。